

【子の氏の変更】

- | | | |
|---|---|--------------------|
| 1 | 嫡出でない子は、父の認知を受けたときには、家庭裁判所の許可を得て父の氏を称することができる。〔59-20-2（8-18-イ）〕 | ○ |
| 2 | 父又は母が氏を改めたことにより、子が父母と氏を異にする場合に、子が、父母の氏を称するには、父母が婚姻中であれば、家庭裁判所の許可を得ることを要しない。〔元-20-5〕 | ○ |
| 3 | 父が離婚によって婚姻前の氏に復した後、再婚によって更に氏を改めた場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、その父の氏を称することができる。〔23-20-エ〕 | ○ |
| 4 | 子が婚姻関係にある父母と同一の氏を称していたが、父母が離婚し母が婚姻前の氏に復した場合、子は、家庭裁判所の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、母の氏を称することができる。〔オリジナル〕 | × |
| 5 | AにはBとの間に生まれBから認知を受けた子Cがおり、CがAの氏を称していた場合において、AがBとの婚姻によってBの氏を称することとしたときは、Cは、AとBの婚姻によって当然にBの氏を称する。
〔29-20-オ（59-22-5）〕 | × |
| 6 | AにはBとの間に生まれた嫡出でない子C（16歳）がおり、CがAの氏を称していた場合において、AがDとの婚姻によってDの氏を称することとしたときは、Cは、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、Dの氏を称することができる。〔29-20-ア〕 | ○
Cにとって、Dは父ではない |
| 7 | 父又は母が氏を改めたことにより、17歳である子が父母と氏を異にする場合、当該子が父母の氏を称するためには、法定代理人によって、戸籍法の定める届出をしなければならない。〔オリジナル〕 | × |
| 8 | 子が婚姻関係にある父母と同一の氏を称していたが、父母が離婚をし、母が婚姻前の氏に復した場合、15歳の子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、母の氏を称することができる。〔オリジナル〕 | ○ |
| 9 | 母が離婚によって復氏し、未成年者である子が母と氏を異にする場合において、当該子の氏をその母の氏に変更したときは、当該子は成年に達した後、3か月以内に限り、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができる。〔オリジナル〕 | × |

子自身が行う

1年以内

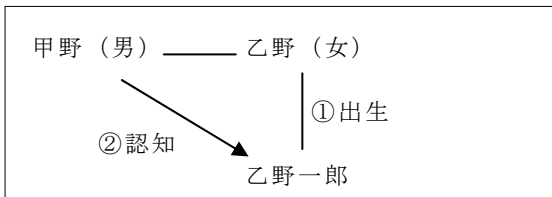
【子の氏の変更】

	791条1項 ★3.6	791条2項 ★2
要件	① 子が父又は母と氏を異にする場合	① 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合
	② 家庭裁判所の許可	② 父母が婚姻中
	③ 戸籍の届出(注1)	③ 戸籍の届出(注1)
効果	父又は母の氏を称することができる	父母の氏を称することができる
従前の氏への復氏	氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から1年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができる(791IV)★9	

(注1)

子の氏の変更は、子が15歳未満であればその法定代理人が行い(791条3項)、子が15歳以上であれば子自身が行う(LQ・民法VIP34)。★6.7.8

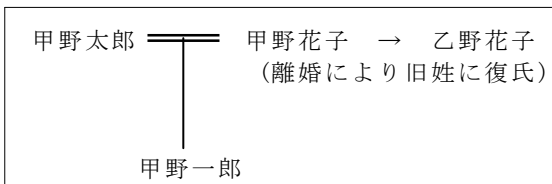
791条1項の事例



甲野(男)が一郎を認知しても、一郎の氏は変化しない

↓

一郎は **家裁の許可+届出** にて、甲野に氏を変更することができる ★1

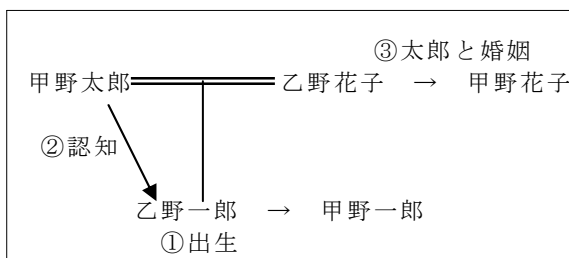


父母が離婚すると、そのいずれか一方が未成年者の子の親権者となる(819)

↓

一郎は **家裁の許可+届出** にて、乙野に氏を変更することができる★4

791条2項の事例



一郎は **父母が婚姻中**であれば **届出**のみで、甲野に氏を変更する

※ 届出が必要★5